

2013年10月1日

各位

株式会社埼玉りそな銀行

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構とのパートナー協定締結について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、本日、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下「Re-Seed 機構」）※1 との間で老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を締結しましたのでお知らせします。

弊社では、これまでも 2012 年に、埼玉県と特定建築物の耐震化促進を目的とした「特定建築物の耐震改修等融資制度」にかかる提携を行い、大規模災害に強いまちづくりの促進に取り組んでまいりました。今回の協定を機に、地域金融機関として、地元埼玉における耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成の促進を支援し、安全なまちづくりおよび地域の活性化に貢献してまいります。

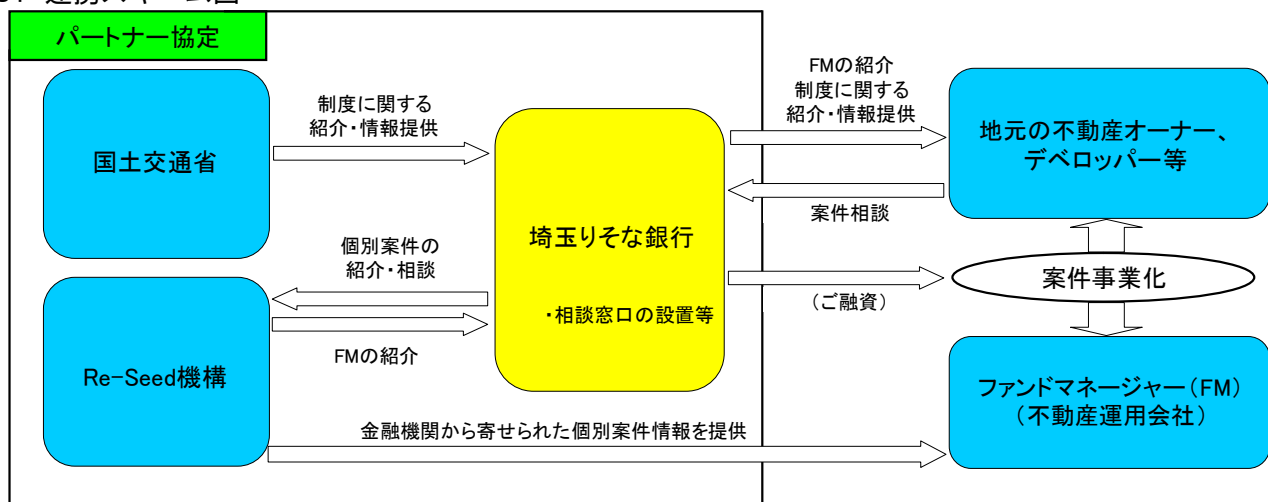
1. 協定の目的

新たに創設された耐震・環境不動産形成促進事業※2 および不動産特定共同事業法の改正※3 を背景とした不動産証券化手法を有効に活用し、老朽建築物の耐震改修や、環境性能に優れた建築物、高齢者向け施設への建替えなど、地域の不動産のバリューアップを推進していくもの。

2. 協定締結日

2013年10月1日（火）

3. 連携スキーム図



※1 安全安心で持続可能かつ耐震・環境性能を有する良質な不動産（環境不動産）の供給を促進し、我が国の不動産の資産価値の向上及び不動産投資市場の活性化を図るとともに、地球温暖化対策に寄与することを目的に 2013 年 2 月に設立された機構。

※2 老朽・低未利用不動産について、国がリスクマネーを供給することで民間の資金やノウハウを引き出し、活用して環境不動産の形成を促進、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進する事業。※1、※2 それぞれ詳細については環境不動産普及促進機構 HP (<http://www.re-seed.or.jp/>) 参照。

※3 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいう。2013 年 6 月、一定の要件を満たした特別目的会社（SPC・特例事業者）については届出を行うことで、従来の要件であった許可を得ることなく、不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が行われた。

以上